

2020年3月27日

受益者の皆さまへ

東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

S M B Cファンドラップ・J - R E I T 信託約款の変更（予定）に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の投資信託（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

敬具

記

1. 変更内容

当ファンドは、2007年2月20日の設定以来ファミリーファンド形式で運用しておりましたが、S M B Cファンドラップシリーズの他の投資信託と同様にファンド・オブ・ファンズ形式での運用とするため、信託約款に所要の変更を行います。

本件変更の概要は、以下のとおりです。

（1）運用の基本方針

以下の通り、投資対象、投資態度および投資制限を変更します。

現 行：

＜投資対象＞

- J - R E I Tマザーファンドを主要投資対象とします。

＜投資態度＞

- 東証R E I Tインデックス（配当込み）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

＜投資制限＞

- 同一銘柄の投資信託証券への実質投資は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

変更後：

<投資対象>

- 主としてわが国の不動産投資信託証券へ投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

- 投資する投資信託証券は、J－R E I Tを主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 投資信託証券への投資は、主に別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から行います。指定投資信託証券は追加または変更になる場合があります。
- 指定投資信託証券の選定、追加または入れ替えについては、SMBC日興証券株式会社からの投資助言を受けます。

<投資制限>

- 実質的な同一銘柄の信託財産の純資産総額に対する比率は35%以内とします。

(2) 信託報酬

信託報酬の料率（税抜）を、年率0.57%から年率0.28%に変更します。なお、実質的にご負担いただく運用管理費用として、投資対象とする投資信託証券の運用管理費用が加わります。

※変更後の実質的な運用管理費用は、最大年率0.57%（税抜）となる予定です。

(3) 申込に係る基準価額適用日と換金代金受渡日

購入価額および換金価額を、「申込受付日の基準価額」から「申込受付日の翌営業日の基準価額」に変更します。また、換金代金の支払開始日を、申込受付日から起算して、「5営業日目」から「6営業日目」に変更します。

(4) 指定投資信託証券

本変更に伴い、以下のファンドが指定投資信託証券となります。

- SMDAM/FOFs用J－R E I T（適格機関投資家限定）
- J－R E I Tマザーファンド

※上記の指定投資信託証券のほか、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドが投資対象に追加されます。

(5) その他

上記のほか、ファンド・オブ・ファンズ形式への変更に伴い必要となる変更を行います。

2. 変更理由

ファンド・オブ・ファンズ形式とすることで投資対象ファンド入替えの柔軟性が高まり運用の機動性向上につながるためです。

3. 信託約款変更日および変更適用日（予定）

変更日 : 2020年5月14日

変更適用日 : 2020年6月24日

4. 異議申立手続きおよび買取請求等

この信託約款の変更に関してご異議のある受益者の方は、2020年4月30日までに、弊社に対し書面をもってその旨をお申立てください。

上記の期間内に、ご異議のお申立てのあった受益者の方の保有する受益権の口数が2020年3月27日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2020年5月14日付で信託約款を変更し、2020年6月24日付で適用いたします。

この場合、ご異議を申立てられた受益者の方は、弊社から別途ご案内する方法により、2020年5月14日から2020年6月2日までの間に、ご自身の保有する受益権を、信託財産をもって買い取るよう受託会社に対して請求することができます。（ご異議を申し立てられた場合であっても、買取請求をしなければならないものではありません。）

以上